

## 第2章 循環型社会の実現

### 第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

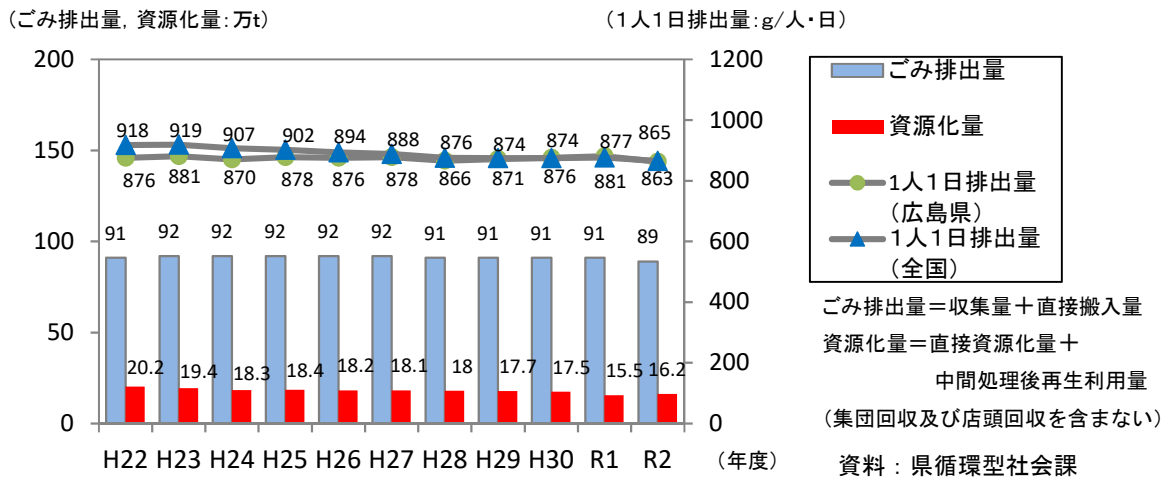
#### 【現状と課題】

##### (1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、近年は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



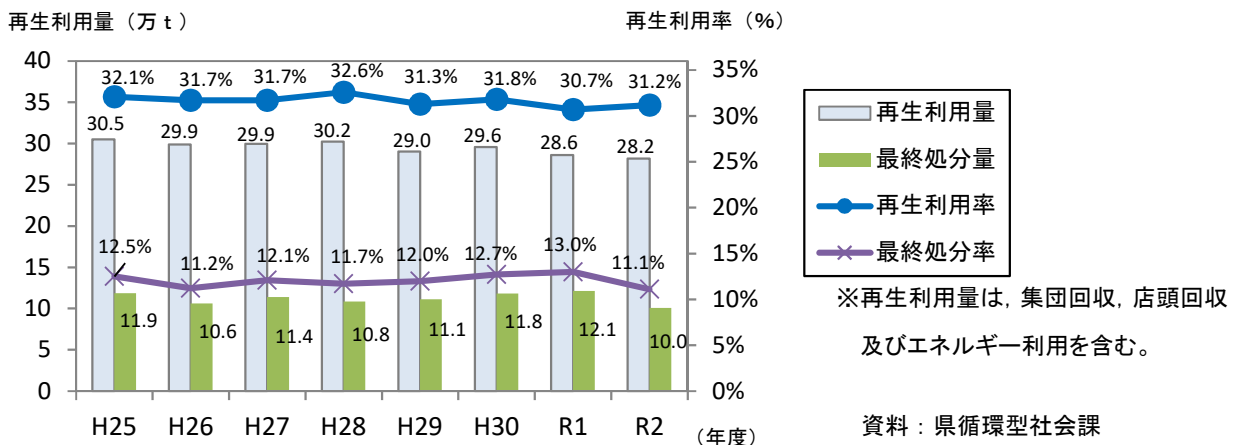
##### (2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物は、市町での分別回収に加え、事業者による店頭回収や廃棄物処理施設でのエネルギー利用が進んでいますが、福山リサイクル発電事業の縮小に伴う燃料化処理施設の廃止などにより再生利用率は横ばい傾向にあります。産業廃棄物は、着実な取組により再生利用率が増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

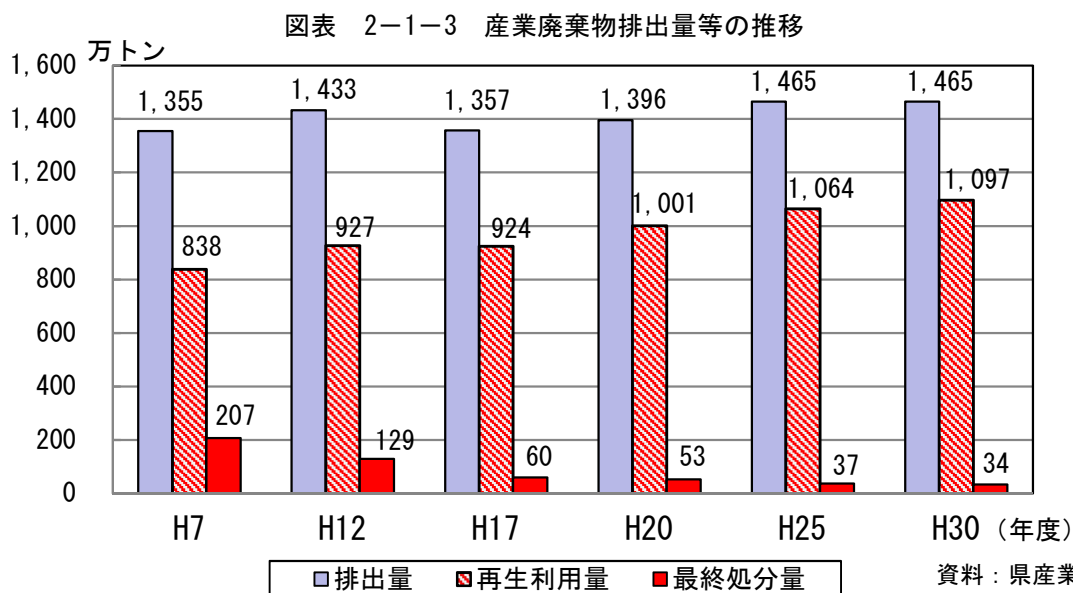
図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移



<店頭回収量>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
店頭回収量 (t)	363	381	414	443	447	497	561	671

資料：県循環型社会課



**【成果指標】**

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (H30)	現状値 (R2)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の達成率	進捗状況
循環型社会課	一般廃棄物排出量※2	万 t	92.9	90.2	89.1 (R7)	91.8	101.7%	目標どおり達成
循環型社会課	一般廃棄物再生利用率※2	%	31.8	31.2	32.5 (R7)	32.0	97.5%	概ね達成
循環型社会課	一般廃棄物最終処分率	%	12.7	11.1	12.2 (R7)	12.6	111.9%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物排出量	万 t	1,465	1,349	1,453 (R7)	1,462	107.7%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物再生利用率	%	74.9	73.2	75.5 (R7)	75.1	97.5%	概ね達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分率		2.3	2.2	1.9 (R7)	2.2	100.0%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	がれき類の再生利用率		90.2	90.9	94.2 (R7)	91.3	99.6%	概ね達成
産業廃棄物対策課	廃プラスチック類の再生利用率		64.3	67.4	76.4 (R7)	67.8	99.4%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

## 1 一般廃棄物の徹底的な資源循環

### 【取組状況】

#### (1) 総合的・計画的な取組の推進

##### ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第5次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の推進。

#### (2) 排出抑制及び減量化

##### ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】10月の「3R推進月間」を中心に、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・感興配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P12）、容器包装リサイクル法の推進（P32）、環境月間行事の実施（P108）

#### (3) 一般廃棄物のリサイクルの推進

##### ア 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度末時点で、89事業者を登録。

指標項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
登録事業者数	94	94	91	91	90	90	89

##### イ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業 [循環型社会課]

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の研究開発に要する費用の一部を助成しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は5事業 511,316千円（交付決定額）を支援。令和3年度から研究開発費補助金と統合し、デジタル技術を活用した施設や新製品・新素材を処理する施設の補助率優遇を新設した。

1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再利用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

図表 2-1-4 助成条件（施設整備）

項目	内容
対象分野	産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル
対象施設	<p>①廃棄物排出抑制施設 製造工程等を改良することにより，廃棄物の発生量そのものを減少させたり，発生した廃棄物を減量化・再生利用することで事業場外への排出量を減少させ，輸送・処理の環境負荷を低減する施設。</p> <p>②廃棄物リサイクル施設 廃棄物の中間処理施設であって，リサイクル製品を製造する施設，破砕・選別等により混合廃棄物を処理する施設又は熱回収を行う施設。</p> <p>③資源循環促進施設 保管・分別等により，これまでは焼却・埋立等の単純処分されていた廃棄物をリサイクルするために必要な施設。</p> <p>(注) 補助金交付要綱で定める各要件を満たすものであること。</p>

ウ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について，本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

(4) 各種リサイクル法の推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに，県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和3年度実績】第9期分別収集促進計画に基づき，市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言，促進。

【令和4年度内容】令和5年4月を始期とする第10期分別収集促進計画を策定。

図表 2-1-5 容器包装廃棄物の分別収集の状況

区分	令和3年度 実績 (t)	令和4年度 計画 (t)
無色ガラス	4,489	5,231
茶色ガラス	4,518	4,916
その他のガラス	2,212	2,222
その他の紙	0	334
ペットボトル	5,236	4,811
その他のプラスチック (うち白色トレイ)	22,452 6	22,124 17
スチール	2,662	2,892
アルミ	3,234	2,849
段ボール	11,668	9,386
飲料用紙パック	53	124
計	56,523	54,889

資料：県循環型社会課

イ 資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示，製造事業者による自主回収システム等について，県民に周知しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】製造事業者等による廃パソコン，小型二次電池（充電式電池），二輪車（オートバイ），携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し，リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

ウ 家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について，県民等へ周知しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

エ プラスチック資源循環促進法の推進 [循環型社会課]

「プラスチック資源循環促進法」に基づき，プラスチックの資源循環を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】法制度等について周知するとともに，関連事業によりプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制，リサイクル等の取組を実施。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P32），小型家電リサイクル推進事業（P32），びんごエコタウン推進事業（P113），循環型社会形成推進機能強化事業（P114），廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業（P31）リサイクル製品使用促進事業（P114）

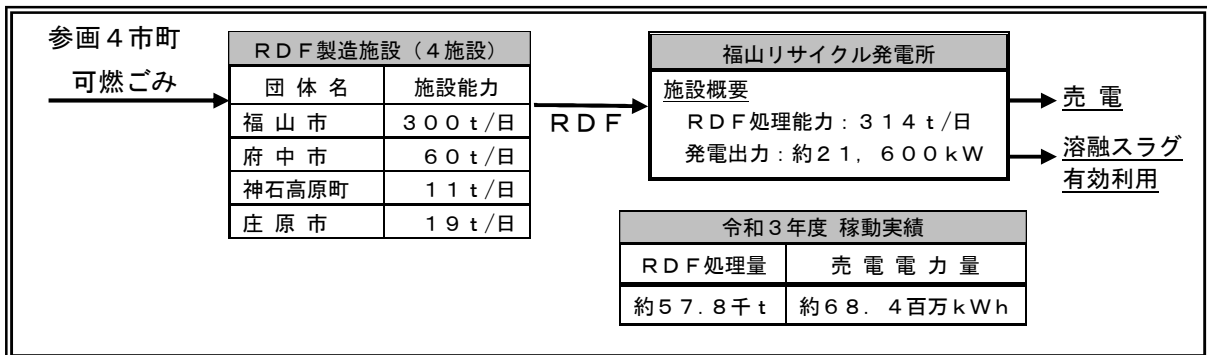
(5) サーマルリサイクル<sup>2</sup>の推進

ア 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて，ダイオキシン類，二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め，併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため，福山リサイクル発電<sup>3</sup>によるRDF<sup>3</sup>発電・灰溶融事業を推進しています（平成16年4月操業開始）。

【令和3年度実績・令和4年度内容】搬入されたRDFを処理し，発電・灰溶融を実施。

図表 2-1-6 福山リサイクル発電事業の概要



2 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し，発電をはじめ，施設内の暖房・給湯，温水プール，地域暖房等に利用。

3 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ，クレン状に成形加工した固形燃料。

**(6) 食品廃棄物削減等対策**

**ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進** [循環型社会課]

市町と県が連携して、食品廃棄物の発生抑制を推進します。

**【令和3年度実績・令和4年度内容】**市町が実施する食品ロスをはじめとした事業系ごみの実態把握や食品ロス削減対策等へ支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業（P48）

## 2 産業廃棄物の徹底的な資源循環

### 【取組状況】

#### (1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業（再掲） [循環型社会課] (P31)

#### (2) 発生抑制及び減量化

ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象：次の事業場を設置している事業者〉

- ① 前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業場【廃棄物処理法】
- ② 前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場【生活環境保全条例】
- ③ 前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業場【廃棄物処理法】

【令和3年度実績・令和4年度内容】令和3年度は①220、②100、③36事業者が計画を策定。

#### (3) 産業廃棄物のリサイクルの推進

ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和3年度実績】補完保管調査を行い、令和元年度及び令和2年度の実態を把握。

【令和4年度内容】補完調査を行い、令和3年度の実態を把握。

イ 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

＜建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数＞

指標項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
建設リサイクル法届出審査件数	5,954	6,584	6,790	6,872	7,064	7,150	6,415	6,814
パトロール件数	152	137	175	762	688	648	208	147

※ パトロール件数はH28までは一斉パトロール分のみ

ウ 自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

#### (3) 産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

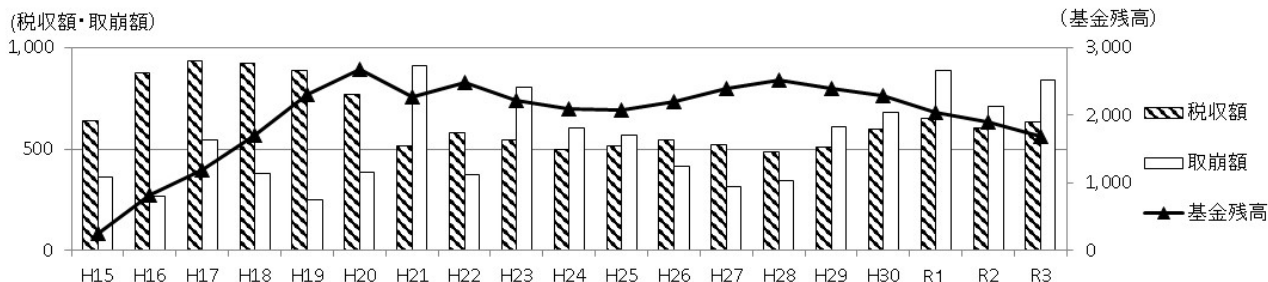
ア 産業廃棄物埋立税と税事業の実施 [環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課]

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活

動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ，その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。税活用事業の効果の検証及び今後の方針について検討。

図表 2-1-7 産業廃棄物埋立税の税込及び産業廃棄物抑制基金残高の推移 (百万円)



(ア) 3Rの推進に関する事業【R3(実績)：454,830千円，R4(予算)：768,054千円】

区分	主な取組内容	事業効果	R3実績	R4予算
① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業 (P31)	3R推進に効果が大きいと認められる施設整備又は研究開発を行う事業者への助成	施設：48件 (H15～R3) 計画処理量：62千t/年 (R3) 研究：33件 (H15～R3) 内3件事業化 (9%)	387,975	674,896
② 循環型社会形成推進機能強化事業 (P114)	産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援	158件 (H17～R3) 内21件事業化 (13%)	66,086	93,158
③ びんごエコタウン推進事業 (P113)	びんごエコ団地へ進出する企業に対する施設整備への助成	全区画分譲済 (全6区画)	769	0
合計			454,830	768,054

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R3(実績)：333,838千円，R4(予算)：384,296千円】

区分	主な取組内容	事業効果	R3実績	R4予算
④ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P44)	排出事業者講習会の開催，マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備	大規模な不法投棄発生件数の減少 H28～R2：2.4件/年	65,340	94,459
⑤ 不法投棄監視体制強化事業 (P45, 46)	不法投棄対策班による監視活動，市町職員の県職員併任による不法投棄監視等		14,220	28,103
⑥ 産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P44)	廃棄物処理情報の電子化支援等	電子マニフェスト普及率の向上	14,456	16,349
⑦ 産業廃棄物処理実態調査事業 (P35)	県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査	令和元年度，令和2年度実態調査の実施	2,486	1,787
⑧ PCB廃棄物処理促進事業 (P43, 44)	PCB廃棄物の適正処理に係る中小事業者への支援	PCB廃棄物期限内処理の促進	16,554	34,933
⑨ 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P45)	公共関与処分場周辺環境調査，協議会運営，緑地整備等	公共関与処分場の安定運営	116,289	90,340
⑩ (ア) 地域廃棄物対策支援事業 (P47)	市町等が行う不法投棄防止対策事業等への支援	23市町等で実施	82,124	98,325
⑪ 災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P42)	災害廃棄物の初動対応に係る研修・訓練の実施及び市町の初動マニュアルの策定支援	県内市町及び関係団体が研修・訓練に参加	9,488	10,000
⑫ 廃棄物適正処理対策の実証事業 (P42)	デジタル技術を活用した廃棄物の適正処理対策に係る実証実験の実施	廃棄物適正処理対策を効果的に推進	12,881	10,000
合計			333,838	384,296



## (ウ) 啓発活動に関する事業【R3(実績) : 8,344千円, R4(予算) : 10,681千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	R3実績	R4予算
⑬環境保全活動支援事業 (P12, 31, 102)	県民, 事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進, テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの 取組を促す啓発広報, 環境月間行事などを実施)	8,344	10,681
合 計		8,344	10,681

## (エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R3(実績) : 52,248千円, R4(予算) : 130,790千円】

区 分	主 な 取 組 内 容	事 業 効 果	R3実績	R4予算
⑩(イ)(ウ)(エ) 地域廃棄物対策支援事業(撤去処分・事業系一般廃棄物削減対策事業・災害廃棄物処理計画策定事業) (P47, 48)	市町等が行う不法投棄廃棄物の撤去処分事業, 事業系一般廃棄物削減対策事業及び災害廃棄物処理計画策定への支援	7市町による撤去処分, 6市町による事業系一般廃棄物削減に向けた取組	10,051	17,907
⑭プラスチックごみの海洋流出防止対策 (P78)	海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成	海ごみ対策を総合的・効果的に推進	42,197	112,883
合 計			52,248	130,790

## プラスチック資源循環法の概要

プラスチックは  
えらんで、減らして、リサイクル

### 背景

プラスチックは、その高い利便性から、私たちの身の回りの製品や包装材など幅広く利用されており、生活に不可欠な素材です。一方で、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題への対応として、国内におけるプラスチック資源の循環・有効利用の重要性が高まっています。



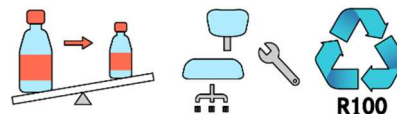
このような状況を踏まえ、プラスチックを利用した製品が設計から廃棄物として処理されるまでのライフサイクル全般において、事業者・消費者・自治体・国における取り組みを促進するため「プラスチック資源循環法」が令和4年4月1日から施行されました。

### 消費者の方へ

法律が始まることで、プラスチックの資源循環に関する世の中の取り組みが増えていき、それにより次のように消費者の暮らしも変わっていきます。ぜひ日々の生活のなかで「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル」に積極的なご協力をお願いします。

#### ①製品の設計・製造段階

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針が示され、環境に配慮した製品を消費者が選択しやすい社会となっていきます。



#### ②製品の販売・提供段階

ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの使用量を減らすため、カトラリーやアメニティなどの使用の合理化が求められます。



#### ③排出・回収・リサイクル段階

製造事業者や販売事業者等によるプラスチック製品を回収する取り組みが広がり、再生プラスチックを利用した製品が増えていきます。

容器包装以外のプラスチックも資源として回収する自治体が増えていきます。（ゴミ出しのルールが変わる場合があります）



### 広島県の取り組み

○第5次広島県環境基本計画及び第5次広島県廃棄物処理計画に基づき、廃プラスチックの回収体制の強化やリサイクル施設の整備を促進するなど再生利用を推進し、プラスチック対策の強化に取り組んでいます。

○「2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」により、2050年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロとすることを目指し、取り組みを進めています。

○広島県グリーン購入方針に基づき、プラスチック製品を購入する場合は再生プラスチックを利用した物を選ぶなど、環境負荷の低減に配慮した調達に努めています。

第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

【現状と課題】

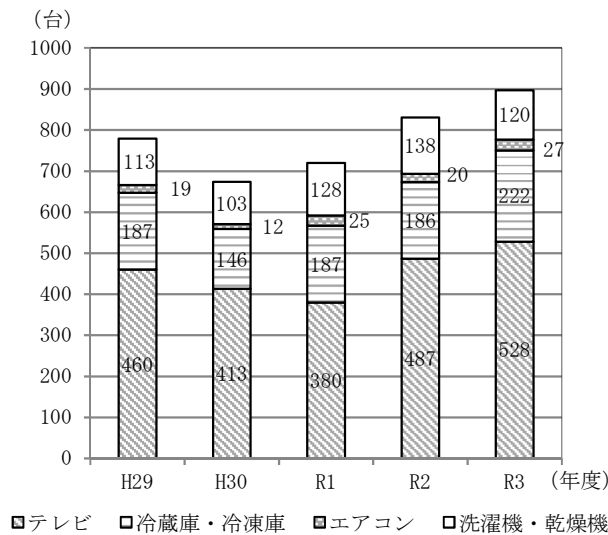
(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

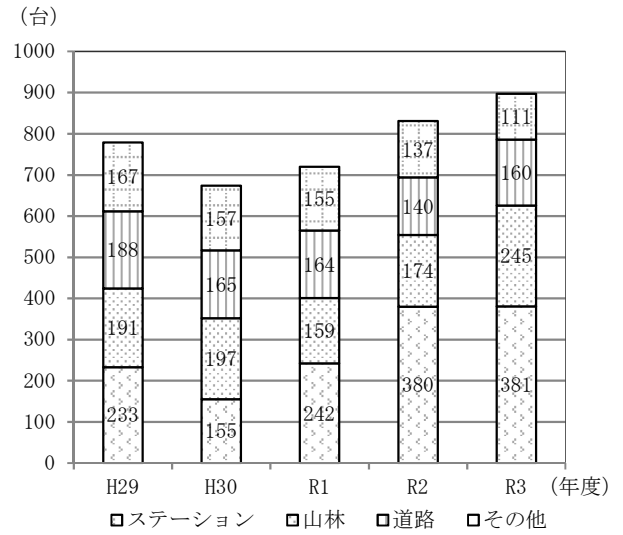
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

① 品目別



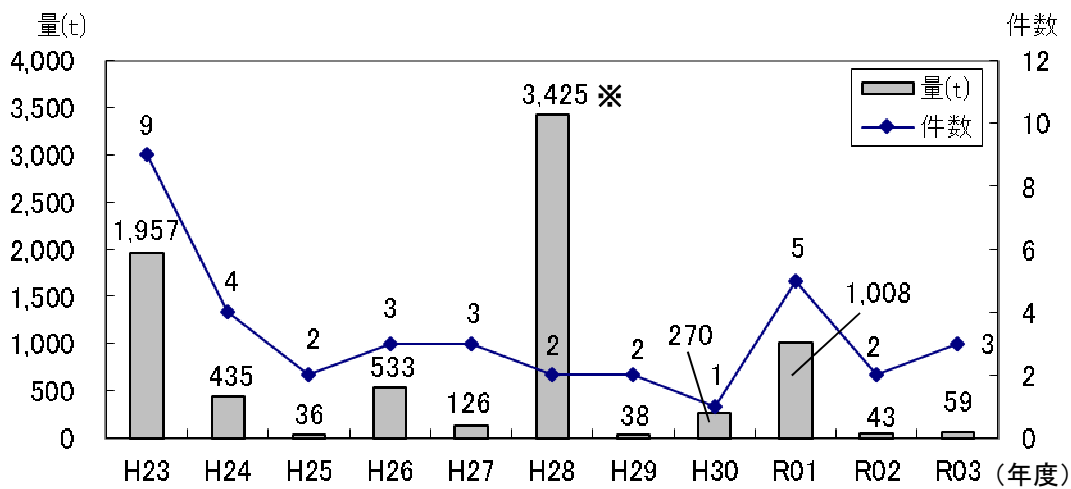
資料：県循環型社会課

② 場所別



資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）



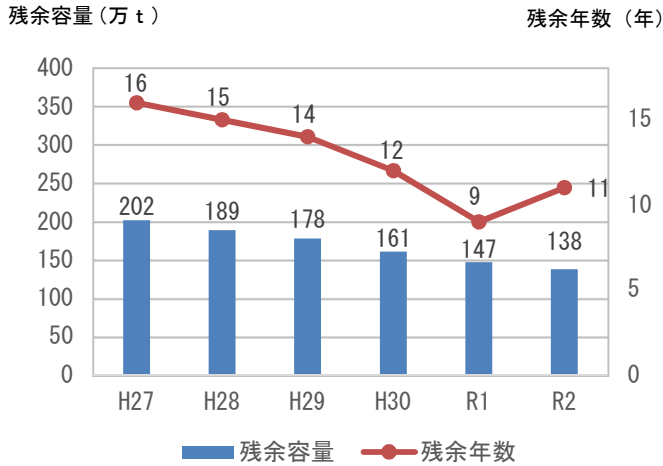
資料：県産業廃棄物対策課

(※) 平成28年度は廃棄物量3,374tの大量投棄が1件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘察し、不法投棄と判断したもの。

(2) 最終処分場の状況

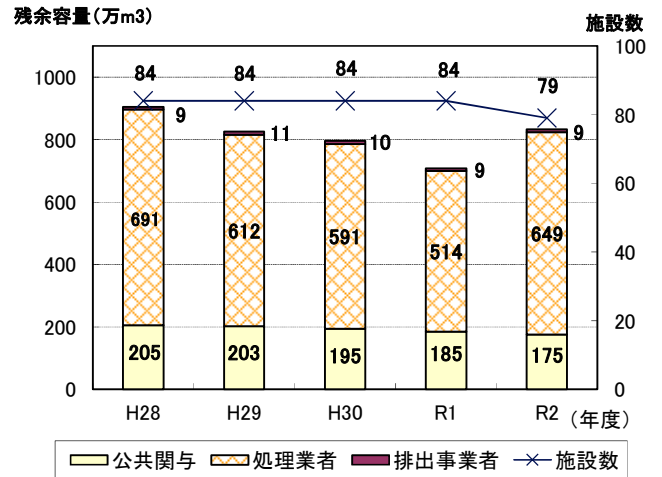
一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数



資料：県循環型社会課

図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況（令和2年度末現在）

区分	施設数				残余容量 (万m <sup>3</sup> )				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型最終処分場 <sup>4</sup>	5	50	1	56	1	593	2	596	5.4
管理型最終処分場 <sup>5</sup>	5	16	2	23	8	55	172	236	11.6
計	10	66	3	79	9	649	175	832	6.4

- (注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。資料：県産業廃棄物対策課  
 (注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する（令和2年度埋立量：安定型110万m<sup>3</sup>、管理型20万m<sup>3</sup>）。  
 (注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況（令和3年度末）

名称	埋立面積 (ha)	廃棄物埋立容量 (千m <sup>3</sup> )	進捗率 (%)	事業期間	事業主体
箕島地区	32	1,267	89.6	昭和63年10月 ～	(一財)広島県環境保全公社
出島地区	17	1,900	21.8	平成26年6月～	

資料：県産業廃棄物対策課

4 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。  
 5 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

**【成果指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R3）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
循環型 社会課	市町における災害廃棄物 初動マニュアルの策定	自治 体数	12	21	23 (R3)	23	91.3%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	電子マニフェスト普及 率	%	51.5 (H30)	58.5	80.0 (R7)	59.6	93.3%	概ね達成
産業廃棄物 対策課	産業廃棄物の不法投棄件 数（投棄量 10 t 以上）	件	2.6	3	2 (R7)	2.4	75.0%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

**<未達成の項目の要因と今後の対応方針>**

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
産業廃棄物の 不法投棄件数 （投棄量 10 t 以上）	産業廃棄物の排出事業者や処理業者の中に、いまだ一定程度、遵法意識の低い事業者等が存在していることや、不法投棄の未然防止に資する電子マニフェストが普及の途上であること、早期発見・早期是正の取組などが十分に周知されていないことが原因である。	○適正処理意識の向上 ・引き続き、適正処理講習会の実施等による啓発を行うとともに、紙マニフェストの取り扱いが多い建設業者等をターゲットに電子マニフェストの加入・使用を促進することによりトレーサビリティの強化を図る。 ○早期発見・早期是正 ・令和3年度に開始したドローンによる不法投棄監視の強化や、衛星画像の解析技術を活用した不法投棄監視システムの開発・実装化を図ることにより、早期発見・早期是正を推進するとともに、これらの取組を周知する。

**1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理**

**【取組状況】**

**(1) 適正処理の推進**

**ア 監視・指導等** [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数（令和3年度）

区分	立入件数・指導件数
し尿処理施設	54
ごみ処理施設	116
埋立処分地	49
浄化槽	32,524
計	32,743

資料：県循環型社会課

**(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進**

**ア 一般廃棄物処理施設整備の促進** [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

区分	令和元年度		令和2年度	
	し尿処理施設	ごみ処理施設	し尿処理施設	ごみ処理施設
施設数	28	59	28	61
施設能力	2,148kℓ/日	4,505 t/日	2,148kℓ/日	4,651 t/日

資料：県循環型社会課

**(3) 違法な不用品回収業等への対策**

**ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化** 【循環型社会課】

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

**イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導** 【循環型社会課】

有害使用済機器（本来の用途を終えた家電等）の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

**(4) 災害廃棄物の処理対策の構築**

**ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業）** 【循環型社会課】

大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和3年度実績】災害発生時に、各市町において速やかな一次仮置場の開設が可能となるよう、「一次仮置場の設置運営の手引き」に基づいた初動対応や、災害報告書作成等に関する研修を実施。あわせて、全市町の初動マニュアル整備を目標に、初動マニュアル未策定市町への支援を実施。

【令和4年度内容】引き続き研修及び訓練を実施。あわせて、県・市町の初動マニュアルについて、必要な見直しを実施。

**イ 広域的な相互協力体制の整備** 【循環型社会課・産業廃棄物対策課】

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和3年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制における課題と改善策を検討。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和4年度内容】令和3年度取組の継続。

**(5) 廃棄物適正処理対策の実証実験** 【循環型社会課・産業廃棄物対策課】

廃棄物適正処理の強化に向けて、デジタル技術を活用した対策の実証実験を行います。

【令和3年度実績】デジタル技術を活用した廃棄物の適正処理対策について、「ひろしまサンドボックス」実証プロジェクトにおいて実証実験を実施。

【令和4年度内容】引き続き実装化に向けて実証実験を実施。

**(6) プラスチックごみの海洋流出防止対策：関連事業（P78）**

## 2 産業廃棄物の適正処理

### 【取組状況】

#### (1) 適正処理の推進

##### ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和3年度）

区分	立入検査件数	延指導件数
産業廃棄物排出事業者	485	114
産業廃棄物処理業者	658	67
計	1,143	181

資料：県産業廃棄物対策課

##### イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和3年度の実績5施設。

##### ウ PCB<sup>6</sup>廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、令和3年度届出状況は次表のとおり。

<sup>6</sup> PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（令和3年3月31日）

種 類 (単位)	保管中	使用中
変圧器 (トランス) (台)	837	979
ネオン変圧器 (材トランス) (台)	8	—
コンデンサー (3kg 以上) (台)	314	201
コンデンサー (3kg 未満) (台)	4,018	9,091
柱上変圧器(柱上トランス) (台)	150	77
蛍光灯用安定器 (台)	7,440	178
水銀灯用安定器 (台)	918	21
ナトリウム灯用安定器 (台)	—	—
安定器 (用途不明) (台)	102	10
その他 PCB を含む油 (kg)	47,366	—
変圧器油 (トランス油) (kg)	3,142	—
熱媒体油 (kg)	—	—
柱上変圧器油(柱上トランス油) (kg)	8	—
コンデンサー油 (kg)	203	—
感圧複写紙 (kg)	4,983	—
ウエス (kg)	917	—
計器用変成器 (kg)	123	12
サージアブソーバー (kg)	—	—
リアクトル (kg)	4,399	54,406
放電コイル (kg)	22	9
整流器 (kg)	10	88
その他電気機械器具 (台)	499	505
OF ケーブル (kg)	7,232	—
汚泥 (kg)	33,615	—
塗膜 (kg)	1,192	152
その他 (kg)	1,468,367	170,283
届 出 事 業 所 数	1,087	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成 20 年度から排出事業者にマニフェスト<sup>7</sup>交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入や、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

7 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。



図表 2-2-11 補助事業の概要

実施主体	(一社) 広島県資源循環協会		
事業名	電子マニフェスト導入事業	優良業者支援事業	社会貢献事業
事業内容	電子マニフェストに関する情報提供等の協会の取組を支援	優良認定を取得するための協会の取組を支援	不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援
補助率	1/2		
補助金額	2,700 千円		

#### カ 電子マニフェスト加入促進事業 [産業廃棄物対策課]

電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、処理事業者の双方において制度への加入を促し、廃棄物トレーサビリティの強化を図っています。

【令和3年度実績】 県内事業者向けに活用講習会及び実態調査を実施。

【令和4年度内容】 県内事業者向けに活用講習会及び訪問提案を実施。

### (2) 処理施設の確保

#### ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和3年度実績】 箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。

【令和4年度内容】 公共関与処分場の運営主体である(一財)広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

## 3 廃棄物不法投棄防止対策

### 【取組状況】

#### (1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

##### ア 監視・パトロール(不法投棄監視体制強化事業) [産業廃棄物対策課]

「不法投棄 110番<sup>8</sup>」による情報収集、車両、ヘリコプター船舶及びドローンを使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】 不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和3年度実施件数は次表のとおり。

図表 2-2-12 実施件数(令和3年度)

項目	実施回数(実施件数)
車両によるパトロール	10(21)
ヘリコプターによるパトロール	4(24)
船舶によるパトロール	4(10)
産業廃棄物運搬車両検査	10(78)

資料：県産業廃棄物対策課

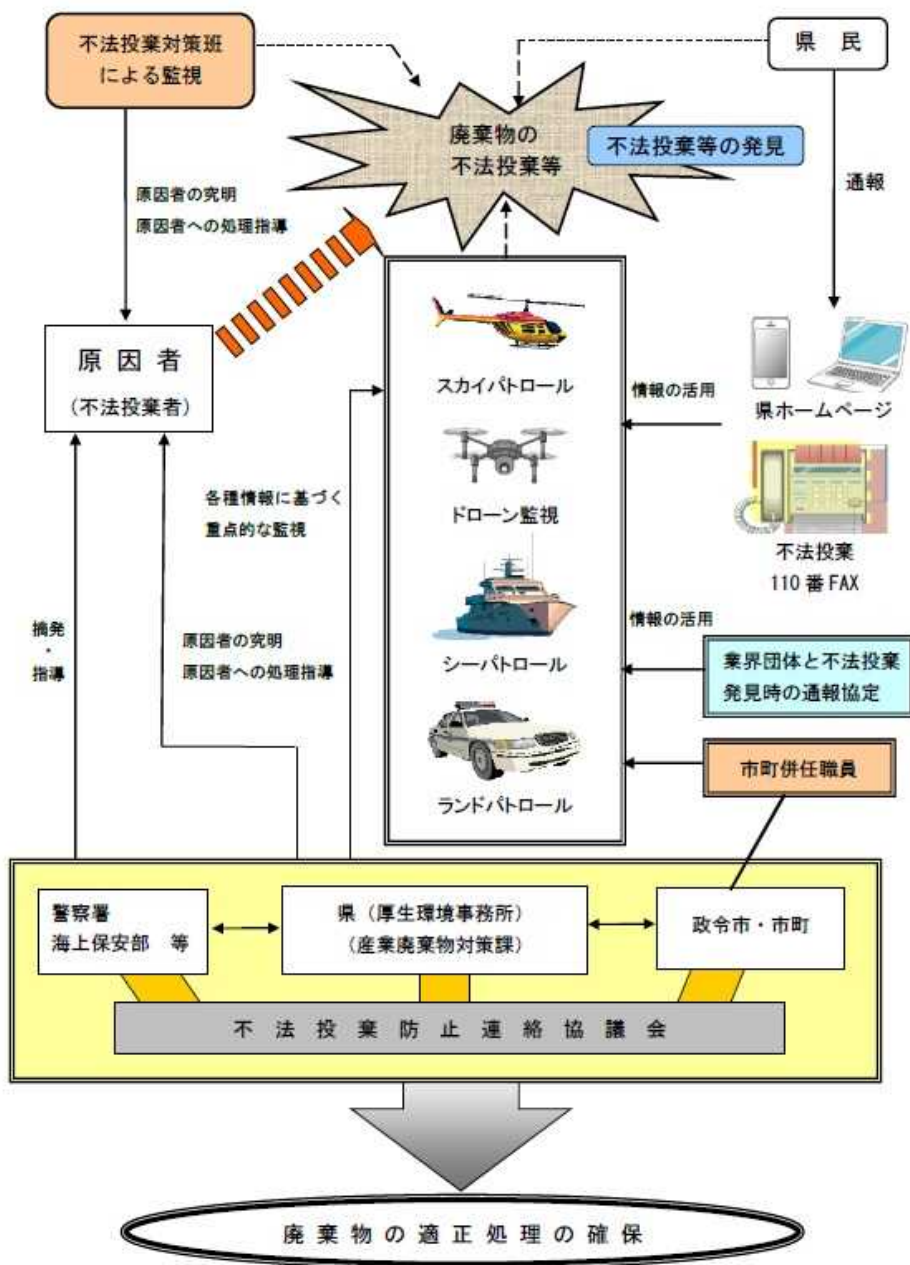
8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。(FAX：082-211-5374)

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視，是正等の指導を行い，早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】不法投棄 110 番，関係機関の要請等を受けて，不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和3年度は延べ434回出動。

図表 2-2-13 廃棄物不法投棄対策等実施体系図



ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため，県職員として併任する制度を導入し，不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】7市6町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和3年度は93件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【令和3年度実績・令和4年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和3年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和3年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【令和4年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会及び住民参加による不法投棄廃棄物の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等
補助率	2/3 以内
補助限度額	45,000 千円～15,000 千円/市町

【令和3年度実績】

実施市町数	主な事業内容					補助金 交付額
	監視 パトロール	監視 カメラ	防止ネット、 防止柵	パンフレット、 看板等	廃棄物等の回収 処理(住民参加)	
23 市町 1 組合	15 市町	4 市町	3 市	21 市町 1 組合	11 市町	81,982 千円

【令和4年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。）
補助率	1/2 以内

【令和3年度実績】

実施市町数	事業内容		補助金交付額
	不法投棄廃棄物撤去処分事業	廃棄物類似処理困難物撤去処分事業	
7市町	7市町	—	2,574千円

【令和4年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等
補助率	1/2以内

【令和3年度実績】

実施市町数	事業内容			補助金交付額
	実態把握事業	分別促進事業	事業者との協働事業	
6市町	5市	1市	3市町	7,477千円

【令和4年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

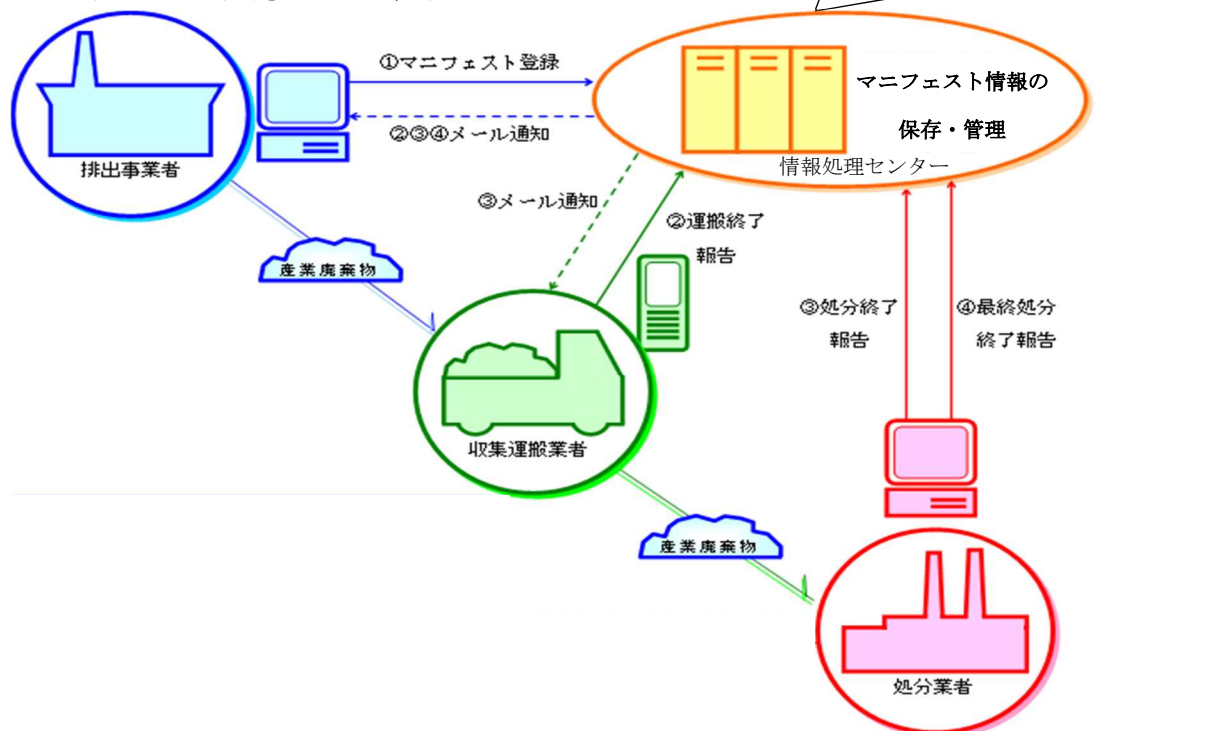
項目	内容
実施主体	市町（一部事務組合を含む。）
対象事業	災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業
補助率	1/2以内

【令和4年度内容】市町等が実施する災害廃棄物処理計画の策定及び推進を図ることを目的に実施する事業を支援。

# 電子マニフェストについて

県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化を進めています。

## □ 電子マニフェストのしくみ



## □ 電子マニフェストを使用するメリット

- ・システム管理により、入力漏れや不適切なマニフェストの記入等を防止できるとともに、メール等により処理状況を確認できるため、コンプライアンス強化に役立ちます。
- ・マニフェストの情報は情報処理センターが管理・保管し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することができるため、データの透明性が高まり、不適切な登録・報告を防止できます。
- ・マニフェスト交付状況等報告が不要になることや、書類の保存、保管スペースが不要となるなど、事務の手続きや事務処理費用が大幅に削減できます。

## □ 電子マニフェストの普及状況

広島県では電子マニフェストの普及を進めていますが、その普及率は55.6%(令和2年度)にとどまっています。

## □ 電子マニフェストの普及拡大

県では、電子マニフェスト普及率80%(令和7年度)を目標とし、電子マニフェスト活用講習会の開催等を通じ、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進しています。

【お問合せ先】 広島県 産業廃棄物対策課 TEL 082-513-2963